

広島県告示第八百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
竹原市新庄町字中粉谷二〇三番一地从先から 竹原市新庄町字中粉谷二〇六番一地从先まで	新	旧	一六・〇〇〇 三〇・五〇〇	一五七・〇〇	拡幅
東広島市河内町入野字東山二二三八番三地从先 竹原市界から 東広島市河内町入野字東山二二三八番一地从先まで 東広島市河内町入野字法連峠二二九一番一七 地从先竹原市界から 東広島市河内町入野字東山二二三八番一地从先まで	旧		三五・二〇〇 一〇八・三〇〇 一五・一〇〇 五七・〇〇〇	二八六・五〇 四六二・〇〇	
竹原市新庄町字中粉谷二一〇六番一地从先から 東広島市河内町入野字東山二二三八番一地从先まで	新		一一・七〇〇 二二五・五〇〇 九・〇〇〇 一二五・五〇〇	八六〇・〇〇 一、〇四二・〇〇	ダブルウェイ 延伸 一部幅員減少